2019 年 4 月 1 日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

特定医療法人谷田会　谷田病院では以下の項目について 2019 年 4 月 1 日から 2 か年で実行していくこととします。

項目	内容	実施予定時期
夏期休暇の導入と日数の増加	・夏期休暇の１日導入 ・夏期休暇の日数を２日に増やす	１９年４月 ２０年４月
天皇即位に関する祝日に該当する特別休暇の付与	・2019 年度中に使用できる特別休暇を３日設ける	１９年４月
有給休暇の時間単位の取得	・これまで半日単位だった有給休暇の取得を時間単位にする	１９年６月
退職者の再雇用制度の導入	・これまで退職者を再雇用する際は特別な便宜を図る仕組みはなかったが、勤続手当と有給休暇のカウントを退職時の条件から継続させる	１９年４月
育児中の時短勤務制度について、対象を拡大する	・これまで育児中の時短勤務の対象者は子の年齢が３歳までであったが、未就学児まで拡大させる	１９年４月